

内閣委員會議録 第六号

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事八木 一郎君 理事山崎 巖君

理事早稲田 潤吉君 理事島上善五郎君

理事鈴木 義男君 理事中村 梅吉君

大村 清一君 津雲 國利君

長野 長廣君 平井 義一君

船田 中君 高橋 等君

高瀬 傳君 栗山 博君

井谷 正吉君 柴田 義男君

中村 高一君 富吉 榮二君

辻 政信君

出席國務大臣

保安庁長官 木村篤太郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 江口貞登君

宮内庁次長 宇佐美 義君

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

外務事務官(大臣官房長) 大江 晃君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

六月二十九日

委員石橋湛山君辭任につき、その補

欠として松田竹千代君が議長の名

で委員に選任された。

六月二十七日

戦没者遺族の公務扶助料復活等に関

する請願外二件(逢澤寛君紹介)(第

第一類第一号 内閣委員會議録第六号

昭和二十八年六月二十九日

一八二六号)
の審査を本委員会に付託された。

同日

軍人恩給復活法案に関する陳情書

(兵庫縣津名郡傷痍軍人会支部会長

山田幸一)(第四一四号)

憲法改正に関する陳情書(宮城縣遠

田郡涌谷町追廻町七十三番地の一西

山寛)(第四一二号)

軍人恩給法案に関する陳情書(広島

縣比婆郡東城町光安亮三)(第四三七

号)

文官恩給増額に関する陳情書(熊本

縣上益城郡白旗村下早川東三喜雄)

(第四三八号)

未復員者給与法による入院患者の傷

病恩給又は生活扶助料支給等の陳情

書(佐賀縣三養基郡中原村国立佐賀

療養所平野一外一名)(第四三九号)

拘禁中の戦争受刑者の恩給復活に関

する陳情書(鹿児島市山下町自治会

館内鹿児島県戦争受刑者同志会理事

長石田栄)(第四四〇号)

同(鹿児島県出水郡三笠町永江あり

子)(第四四一号)

同(鹿児島県長島郡山田村北山木場

溝口つる子)(第四四二号)

同(鹿児島市伊敷町二百七十七番地

米丸なら子)(第四四三三三)

同(鹿児島県熊毛郡中種子町坂井三

百十七番地折戸とめ)(第四四四四)

同(鹿児島市長田町三十六番地小吹

幸子)(第四四五五)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
皇室經濟法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二三三三)

皇室經濟法施行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二四四四)

保安隊及び警備隊に関する件

○稻村委員長 これより開会いたしま

す。本日の議題に入ります前に、辻委

員から發言を求められておりますか

ら、これを許します。辻政信君。

○辻(政)委員 一昨日の本委員会にお

ける私の質問が東条時代そっくりの質

問であり、国会を侮辱し委員会を侮辱

するといふ發言が鈴木義男さんからあ

つたのであります。これがはたして國

会を侮辱するものかどうかという点

を、速記録によつて私は慎重に検討い

たしました。断じてそういう理由は

ないといふことをお答え申し上げたい

のであります。それにつきまして若干

の點を加えたいと思ひますが、防衛五

箇年計画といふゆる新聞に報道され

た、保安隊を二十万にふやし、艦艇を

十四万にし、飛行機を千数百機持つと

いふような内容でありました。な

らば、これは当然予算を伴うものであ

ります。国会の審議にかけるのは常

識であります。古いことなとてま

ことに恐縮ですが、昔は国防計画とい

うものがありません。それは陸軍をど

うし海軍をいかにふやし飛行機をど

だけつくるかというふやうな、兵力量

の問題が主体となつておつたのであり

ます。この国防計画といふものは東条時

代においても国会の審議にかけられて

おります。それからその範圍内にお

てつくられた陸海軍を戦争目的のため

にいか運籌するかというのが作戰計

画であります。この作戰計画はきわめ

て機密性を要します。参謀總長以

下ごく限られた参謀本部の主任者以外

には絶対に公開しなかつたものであ

り、陸軍大臣といふまでもそれに関与

しなかつたものであります。これが過

去における作戰計画と防衛計画との関

係であります。今日は軍隊がないので

ありますからそういうものはもちろん

ありません。軍機保護法もありません

。防衛五箇年計画といふ新聞報道を

木村長官が発表なさつたとすれば、こ

れは当然過去の国防計画に相当するも

のであつて、国会の審議を要すること

は先ほど申し上げた通りであります

が、その国会の審議を経てつくられた

保安隊といふものを運籌しまして、い

かにして国内の治安に備え、内乱に備

えるかといふことがいふゆる警備計画

になるのであります。これは軍事上の

一般常識であります。長官はしばしば

防衛計画ではなくて警備計画である、

あのような数字は言つた覚えはないと

いふことをはつきり言明されております

ので、私もその内容はもちろん知り

ませんけれども、それを信じまして、そ

ういふ種類の警備計画であつたならば

これは出すべきものではない。もしそ

れをもし出すといふならば、徳田球

一を逮捕するといふ警視庁の捜査計画

るのであります。これは國家活動と

しては私はどういふできない問題であ

ると考えております。その意味におき

まして、私の發言はいふゆる警備計画

なるものは、国会で取上げるべきもの

ではなくして、委託された範圍内にお

いて保安庁長官が任務を達成するため

の手段方法をどうするかといふのが警

備計画の本質であると考えてるのであ

ります。保安隊の内容を国会で審議する

ことは当然であります。前国会にお

いて編成、裝備等につきましては、私も痛

烈に批判をしております。保安隊とい

うものは、本年度の予算におきまして

も、七百十八億といふ龐大な予算を消

費するのでありますから、その内容、

編成、裝備、訓練等につきまして、皆

様が自由に討論なさることは当然と思

ひ、私もその問題については、予算委員

会または本委員会の席上において、痛

烈に批判をしたいと考えて準備してお

ります。決してこれに鉄のカーテンを

おろすべきではありません。しかしそ

のようにしてきた保安隊を、国内の

治安と平和を維持するためにいかに運

籌するかといふ、いわゆる警備計画、

これは私は国会論議のうちに外に置か

べき性質のものとして信じて疑はないの

であります。その意味におきまして、一

昨日の私の發言は、取消す意味はない

と信じております。

○稻村委員長 ただいまの辻委員の發

言に對しまして、何かほかの委員の方

に御意見はありませんか。

「与党と野党の間の政争を見て参りましたのです」という点であります。私どもは別に政争をこれ事としてかくのごとき質問を展開しておつたのではないのであります。日本の置かれた現在の国際的立場から勘案いたしまして、わが国の警備計画あるいは防衛に對する根本的な現内閣の考え方というやうなものについて、いわゆるMSAの受入れの問題と関連いたしまして、まじめに政府の真意を知りたいために質問を展開して来たわけでありまして、從つて健全なる野党としてかくのごとき質問を展開するのは、われわれの權利であると同時に重大なる責務でありますので、これを單なる戦争前軍閥はなやかなりし時代にあつたやうな与党と野党とのいわゆる醜い政争というふうに見えお見えになつた辻君の発言に對して、私はいささかその点を同僚議員である辻君に反省を促したい。

それからもう一つ、うしろの方に、「木村長官がいわゆる試案として持つておられたものは、過去の軍における作戦計画と同様の性質のものである」という御発言がございます。先ほどの辻君のお話によりますと、かつて戦争前における国防の問題に關しては、予算の協賛を要するところの国防計画、いわゆる防衛計画なるものと、その予算に基いてできた国防計画をいかに運営するかという作戦計画と二つにわかれていた、いやしくもこの作戦計画なるものは、参謀本部においてこれを慎重に運営するものであるということでありましたが、この問題は一種の警備計画である。この警備計画は、辻君の言によりますと、かつての軍の作戦計画と同様にお考えになつておられるよう

であります。しかしながら最も根本的に、考え方の根本を辻君は取違えておられると思つております。われわれの聞いておつたのは、いわゆるこの保安隊——あるいはMSAを受入れた將來いかなる計画をするかは知りませんが、その計画の内容をいかに運営するかという段階までは至つておらないのであります。われわれとしてはその国防計画あるいは自衛計画をいかにするかという根本的な、いわゆるかつての軍の国防計画に相當するものの詳細なる説明を保安長官に求めておるのであります。この点は決して、いわゆるかつての軍の作戦計画に相當するところの保安隊の運用の内容について明らかにせよと言つておるのではないのであります。従つて私はこの点社会党の諸君とも立場を異にいたしますが、この際率直に言つて辻君は考え方が違つていた、先ほど言われた辻君の釈明によりまして、明らかに根本的な前提の考え方が違つておつたという点がある。私には、私は特に辻君に意見の開陳を願ひたいことは「与党と野党の間の政争」とあるが、單なる戦争前にあつた醜い政争ではないという点について、辻君のつきりとした認識と意見を伺ひたいというところ、それからあの方はいわゆる「作戦計画と同様の性質のものである」といふ点は、先ほどの辻君の釈明によつても明らかであります。つまり、われわれのたださんとしておるところが決してかつての軍の作戦計画に類するものではないという

ことをはつきり認識されて、その点を辻君から明快なる答弁を得れば、私としては懲罰に付するとかさういふ点は考へていないのであります。一言この際関連質問として辻君のこの点に關する意見を求めたいと思ひます。

○稲村委員長 辻君、各委員の質問に對しまして、ただ答弁だけなされて、あまり議論にわたらないようにお願いいたします。

○辻(政)委員 鈴木委員の質問に對しまして、私は國家を愛する、ほかの者は國家を愛しないやうな印象を与えるという点は、これはまことに私としても非常に意外に感じたお言葉でありまして、鈴木さんの人格と愛國心に對してごうまつも疑うものではありません。

考へていないのであります。一言この際関連質問として辻君のこの点に關する意見を求めたいと思ひます。

○稲村委員長 辻君、各委員の質問に對しまして、ただ答弁だけなされて、あまり議論にわたらないようにお願いいたします。

○辻(政)委員 鈴木委員の質問に對しまして、私は國家を愛する、ほかの者は國家を愛しないやうな印象を与えるという点は、これはまことに私としても非常に意外に感じたお言葉でありまして、鈴木さんの人格と愛國心に對してごうまつも疑うものではありません。

たは懲罰に付すべしとの御意見につきまして、委員の發言取消しを命じ、または懲罰事犯ありとして議長に処分を求めることは委員長長の権限でありまして、その点は委員長におまかせ願ひます。委員長は理事の方々と相談の上善処いたしたいと存じます。

○稲村委員長 次に移ります。

皇室経済法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を一括議題とし、その質疑を行います。質疑はございませんか。

○鈴木(義)委員 皇室経済法の改正の点は、公共のためになす遺贈または遺産の賜与にかかる場合は制限から除く、こゝういふことになつております。それはどういふ場合であるかを尋ねておきたいと思ひます。

○宇佐美政府委員 公共のためにするといふ意味は、地方公共団体とか民法上の公益法人でありますとか、社会福祉法人であるとか学校法人であるとか、公益のために働いております各団体に對する場合のみに限定したい。個人的なものにつきましては、当然原則に返る、国会の審議を願うということにいたすという意味から、特に公共のためという意味の制限をいたしたいと考へるわけでありまして。

○鈴木(義)委員 趣旨はまことにごもつともでございますが、それがやはり相當額になるものであり、政治的な意味を持つというやうなことは万あり得ないと思つておりますが、しかし皇室が特定の公共団体あるいは公共事業にだけそのやうなものを賜与されるといふやうなことがあつて問題になる、あるいは物議をかもし、ある種の感情を刺激するといふやうなことがあつてはおもしろくないと思つております。そういう弊害はないということが保障されるでありましようか。

○宇佐美政府委員 特に公共のためというたいましたのも、ただいま御質問のやうな趣旨を當然含むものとして考へておりまして、皇室の立場から特に政治的な色彩が出るということにつきましては、十分な注意をいたして参りたいと考へるわけでございます。

○鈴木(義)委員 次に、これは改正にならないのであります。第二條の第四号、「前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合、」これは念のために承りますが、皇室がなす賜与または譲受にかかると財産の価額は、最高限度幾らでありますか。

○宇佐美政府委員 皇室が賜与をなす場合におきましては、天皇、皇后及び内廷におられる皇族を通じて、年三百七十万円、これが施行法に規定されております。それから受けられる方は同様の条件で年百二十万円でございまして、皇族の方はそれより十五万円の制限でございます。

○鈴木(義)委員 これはその最高額が現在の経済その程度に限定されておるのでありますから、弊害はないと思ひますけれども、皇室は新しい制度におきましては、国民の租税を差上げてそれを内廷費としておられるわけでありまして、その中から天災地変等

の場合に賜与されるわけでありまして、これは前会にも私申しましたが、莫大な財産をもつておられた時代の皇室と違ひ、本末を誤らないような方法でやつていただくことが大御ではないかと存ずるものであります。そういう点について宮内庁当局としてどういうお考えをお持ちであるか承つておきたいと思ひます。

○中佐義政府委員 従来、いわゆる終戦前の皇室におきましては、年の予算の非常な多くの部分を賜与ということになつております。しかし現状におきましては、たゞいま御質問の通りに法律によつて国の予算として計上された国民の税金を基礎とするものでございまして、ただ単に昔のような考え方はとうてい成り立つわけではございせん。従つて内廷費、皇族費が物価の変動等によりまして、増額になつて参りましたけれども、その賜与する場合あるいは賜与を受ける場合につきましては、ほとんど改正がしてないのでございまして、その範圍において従前もいたしておりますので、今後十分留意をして参りたいと考えておる次第でございます。

○稲村委員長 ほか質疑はございせんか。――栗山君。

○栗山委員 私はこの機会に宮内庁の方にお願いをしたい。それはかように皇室の費用も増額されることを私も快く賛成するものでありますが、近來全国から婦人団体が清掃奉仕に参りまして、参入奉仕を許されておること、その結果において非常によい成績を示しておる。いろ／＼な意味にお

てよい影響を与えておると私は見ております。そこで皇居内にも、これらの人々を受入れる設備が何か臨時的に用いられてあるようでありまして、なほ一層素朴な姿でもよろしいから、適當なる施設をして、お取扱ひになられたらば、いろ／＼な意味においてよろしいことではないかと思ひます。当局においてこの点御考慮を願ひたいと思ひます。

○稲村委員長 ほか質疑はありせんか。――御質問がなければ両法案を一括して討論に付します。討論はこれを省略するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。皇室経落法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数によつて本案は可決いたしました。

次に皇室経落法施行法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は可決されました。

ただいま可決されました二法案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひます。

○稲村委員長 次に保安隊及び警備隊に関する件につき調査を進めます。質疑の通告があります。中村高一君。

○中村(高)委員 それでは木村保安庁長官がお見えになつておりますから、御質問を申し上げたいのであります。が、今度の保安庁法の一部の改正によ

りますと、保安隊員の増員が相当に行われることになつておりました。これによりますと、昨年よりは全部で人数にして三千何百といふ増員のようでありまして、相当に人数も増員されて参りますし、その他におきましても、たとえばアメリカから借りる飛行機なども、本年はふえるのだらうと思ひます。が、そういうふうな内容的には順次漸増されて来ているようでありまして、今年の保安庁の予算を見ますと、百億を減らすことになつておりますが、表面上減額をいたして、内容においては充実をさせるというやうな形をとつておられるやうであります。これはどういふ予算上の方法をもち、そういう処置をおやりになるのか、まづお尋ねをいたしたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。ただいま保安隊員の増員ということをお仰せられました。保安隊員は増員いたしません。警備隊員であります。この警備隊員の増は、御承知の通り、前国会で御承認を得ました。いわゆるアメリカから貸す受けた船、これが相当ふえますので、それに対して乗り組ませる人数がふえたわけでありまして、これはやむを得ない数の増加であるのであります。しこうして、本年度予算において百億四千万円減額したという事情は、簡単に申し上げますれば、これは装備その他について、ぜひ必要な金額であります。が、御承知の通り、この大部分の経費は船であります。船をつくり直すについては、相当な計画を立てなければなりません。そこらでつくり直す船を、ただちに買

る設計をいたしまして、これはよほどの検討を要するのであります。それらについて相当の日時を要します。また建造にとりかかつても、実際に完成するまでには多数の日時を要します。計画としてはぜひ必要でありまして、金の支払い面におきましては相当遅れるのであります。従ひまして、それらに要する費用を後年度に繰越したという次第であります。

○中村(高)委員 この政府の説明書を見ますと、保安庁の職員が三千二百五人も増員しようとするのであるが、そのうちの二千七百三十三人が警備官であるが、残りの四百七十二人は保安官及び警備官以外の職員である。ところが、その職員も増員するのであります。別の職員の増員もあるのであります。

それから、ただいま、長官の説明によりますと、経費はふえないのだ、そこで船舶のようなものを借り入れるというやうな場合には、別にこれは予算をとるといふ御趣旨のやうであります。が、予算外の国庫の支出というやうなもので、今後もういふ船舶あるいはその他の武器の支払いをしようとするのかどうか、あるいは別にまた昨年度の繰越金というやうなものがあるから、それで使おうと言われるのか、その辺のところを御説明を願ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 予算外で支出するといふわけでもありません。また昨年度の使ひ残りの金をこれに充てるといふわけでもありません。その詳細なことは次長から御説明いたします。

○増原政府委員 このたび御願ひをしております定員の増につきましては、

資料を差上げてあるかと思ひます。ありますが、保安官、警備官以外の職員と申しますのは、主として雇用人級の者でありまして、長官官房、各局等に二十九人、第一幕僚監部関係に百二十八人、第二幕僚監部関係に百二十八人、保安研修所に十人、保安大学校に百二十人、技術研究所に七十五人、計四百七十二人といふやうな数字に相なつております。これは大部分は雇用人級の者であります。予算の百億減つたと申しますのは、先般流れました予算に比較いたしまして、百億減つたわけでございます。これはただいま長官から説明を申し上げましたやうに、計画としては変更をいたさないで、予算外の国庫負担義務を負う議決をしていただきまして、支払いの後年度にいたす、契約としては一括した契約をいたしたいといふことで、繰越金を使用する等のことによりまして、これを減額をするといふことではないわけでございます。

○中村(高)委員 本年の予算は別といたしまして、昨年度の保安庁関係予算をされておつて未使用分になつておりますものが、今日までどのくらいまだ残つておりますか。

○増原政府委員 昭和二十七年年度の保安庁関係予算は、予算現額約七百五十二億円で、年度内に支出負担行為の額が約五百七十五億円で、支出負担行為未済で二十八年度へ繰越しました額は約四百四十五億円で、不用となりした額が約三十三億円で、この状況でございます。

○中村(高)委員 この保安隊の内容についてでありますけれども、例の警備計画といふものは、今後の計画というやうなものにつきまして

は、長官の方からいずれまた回答があることになっておりますが、この計画の内容は別といたしまして、保安庁の内容充実あるいは隊員の増加というようなことは今後漸増されて行くものだと思うのであります。毎年なしくずしく漸増をせられて行くというその方針はいたがでありますか。計画の内容は今だに開こうとはいいたしませんけれども、漸増して行くというその方針だけは明確にお答えを願う方がよいと思っております。

○木村(高)委員 お答えいたします。将来の治安情勢の変化においてはわかりませんが、現在の段階におきましては現在数においてまかなうて行きたい、こう考えております。従つて今仰せになるように、年次別に逐次増加するという計画は立てておりません。

○中村(高)委員 そうすると、今のところでは現有勢力で行こうというものだ、こういう答えのようであります。国内を主たる警備の目的にするというのであります。一べん入隊をして二年なら二年で帰休して来る隊員がおりますが、こういう隊員と現在の保安隊との間には、帰休後において何か連絡あるいはいざという場合にはこれを動員でもするということな計画でもあるのかどうか。帰休した者との間の関係を御説明願いたいと思ひます。

○木村(高)委員 帰休者との連絡は今のところはついておりません。従いまして今仰せになりますように、事が起つた場合にこれをすぐさま使ふとか何とかいうような計画は少しもないわけでありませう。

○中村(高)委員 そうしますと、保安隊から帰つたならば、もう保安隊には

何の関係もないと見てよろしいですか。

○木村(高)委員 退職者については法的根拠は何もないわけでありませう。その人たちの任意にまかせておるわけでありませう。

○中村(高)委員 ではそういう法規的な根拠は別といたしまして、保安隊の性格から行きて、国内の治安を守るといふのであります。二箇年養成をした者がそのままで何のつながりもないというのでも、おかしきように思われるのであります。何かそれはお考へがあるのでしょうか。

○木村(高)委員 今申し上げます通り、法的根拠は何もありません。現在の段階においてはこれほどでもないが、ないのではありません。ほんとうにあるいは不幸にして事件が起つたために、これらの人に治安確保のために働いてもらふということにいたしますと、そこに一つの法的根拠を持たなくちやならぬと考えております。しかしただいまの段階においてはそこまで考へておりません。

○中村(高)委員 万一MSAの援助が受けられないという場合には、従来の武器貸与を受けておりましたものあるいは船舶、飛行機、こういうようなものに何らかの影響があるかどうか、この点をひとつお伺いしたい。

○木村(高)委員 現在使用しておるものについては私は影響はないと思ひます。MSAの問題がどうなるかと、これは別問題といたしまして、ただ将来アメリカから借りるというような場合におきましては、もとよりMSAの援助を受けなければならぬかと考へております。

○中村(高)委員 そうするとMSAの援助を受けなくても現在のものならば関係ないか。もし受けないということになれば、将来の貸与はあるいは断られるかもしれぬ、こういう答弁ですか。

○木村(高)委員 まさにその通りであります。

○中村(高)委員 そうしますと、万一MSAの援助を受けないということになれば、保安隊に關する予算などというものは、全部日本の経費で引續いてこれからやつて行く、こういうことになると思ふのであります。これにきつめて重要な点であります。お答えをはつきりしていただきたいと思ひます。

○木村(高)委員 MSAの援助を受けないということになりますと、将来保安隊については相当な経費の増額を行わなければならぬかと考へております。

○中村(高)委員 そうするとMSAの援助を受けるか受けないかということとは、保安隊の将来の増強に關しましてきつめて重要な関係があるということ、ただいまの長官の説明でよくわかるのであります。そうしますと、長官自身としてはMSAの援助を受けて、そして保安隊を増強して行く、こういう考へにはつきり賛成だ、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○木村(高)委員 少くとも今の保安隊の態勢を維持し、またかりにこれを増強するといふ必要が生ずる場合におきましては、むしろMSAの援助を受けなくちやありません。従いまして私はMSAの援助を受けることが望ましい

と考へております。

○中村(高)委員 そうしますと、あなたの例の試算だといわれるものは、やはりMSAの援助と関連があるということも一応考へられるのであります。けれども、将来の計画というものはMSAの援助というものを目当にして計画を立てておるのではないか、こういう点であります。今の御答弁からもういふに考へられますが、いかがでしょうか。

○木村(高)委員 それではございませう。日本の財政的見地から、日本独自でやり得る場合にはどうかという一応の見当をつけただけでありませう。MSAとは関係はありませう。

○中村(高)委員 保安隊の費用については、将来MSAの援助を受けてそれで充実にして行くことと考へて行きますならば、これから増強されて行く、何年計画かあるいはどういう計画か知りませんが、増強されて行くものについては、MSAの援助によつて増強して行くというそのことはお認めになつていいのじやありませんか。

○木村(高)委員 二つの考へ方があります。つまりMSAの援助を受けて漸増して行く場合とMSAの援助を受けず、日本の財政的に許す範囲においてどういふうまいに増強して行くか、この二つの考へ方があると思ひます。必ずしもMSAの援助を受けなくても増強し得るかどうか、これはまた別問題であります。

○中村(高)委員 長官の計画はその二つのうちのどちらでしようか。国内の予算だけでやつて行くというのか、援助を受けてそれで充実にして行つた方が

いいというのか、どちらでしようか。

○木村(高)委員 私の一応見当をつけたいところは、日本の財政がどれくらい程度まで許すかという見当をつけてみたい、こう考へております。

○中村(高)委員 他の諸君もありませんから、この程度で……。

○稲村委員 閣下質問の申出がおりますので、これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 それでは長官は、日本の経済ではどれくらい開闢まで保安隊の費用にまわすことが適當であるとお考へになつておりますか。

○木村(高)委員 これはまだ検討中でございまして、はつきりしたことは申し上げかねます。せつかく検討中でありませう。

とでありました。その後たしかに本委員会の委員長から文書をもつて、本日の正午までに提出するようという要求があつたやに承つておりますが、長官は昨日の日曜一日ゆつくりお考えになつたと思ひますが、その結果をお伺ひいたしたい。

○木村国務大臣 いずれ後刻それについて御回答申し上げたいと考えております。

○島上委員 もう現に保安庁法の一部改正という法律が出ておまして、おそらくただちに審議に入ることと思ひますが、これに関連して私どもぜひ伺ひたいことがたくさんあるので、その後刻とは一体どの程度の後刻であるか、はつきりしてもらいたい。

○木村国務大臣 おそらくとも本日中に御回答いたしたいと考えております。あるいは遅れるかも知れませんが。

○島上委員 そういふあいまいなことでは困る。では本日中と理解しておきます。

もう一つは、私も土曜日に聞きました。この際念のためにもう一ぺんはつきりお伺ひしておきたいと思ひます。木村長官の言われる警備計画なるものは、戦争前の軍が秘密を守つて発表しなかつた作戦計画と同じような性質のものであるかどうかということをお伺ひしたい。

○木村国務大臣 作戦計画とは違ひます。

○島上委員 辻さん、よく聞いておいてください。

話に飛びまされども、今保安隊から相当数アメリカへ留学されているようですが、その員数と目的をお伺ひしたい。

○木村国務大臣 その件に関しましては、次長よりお答えいたします。

○増原政府委員 百二十五名であつたと思ひますが、計百四十三名を行かせる予定であります。参りまする目的は、向うの各種学校でそれ／＼のコースに従ひまして技術的訓練を受けるというのを目的にいたしております。

○島上委員 私どもの承知しているところによりますれば、向うへ参つての訓練は、米軍の中隊長の訓練を受けている、こゝろ向つておられますが、事実でございますか。

○増原政府委員 中隊長の訓練を受けているという明確な状況は、まだ把握をいたしていません。中隊長訓練というふうなこともあるいはやつていゝかと存じます。

○島上委員 どうも送りました目的が、日本の保安隊の性質にかんがみましてはつきりしない点がございまして、新聞の報道によりますれば、この訓練の学生を送つていゝところは北大西洋条約機構に参加している国もしくはMSAの援助に基いて米軍と共同防衛の態勢にある国である、そしてアメリカはこの訓練の目的を軍隊の標準化、規格化といひますか、アメリカと同一規格にいたしまして、米軍がこの諸国の軍隊と共同作戦を行う場合を想定してやつていゝ、こゝろいふふうにしておられますし、私どもそうであると思ひますが、その点はいかがでありますしうか。

○木村国務大臣 アメリカがどういふ目的でやつておられることはわれわれは関知いたしません。しかし私が常に考へておられるのは、いわゆるその心を

むなしゆうして天下の善を受けよという氣持で、どこまでも研究する必要がある。アメリカと限りません。どこかの国でも、いいものならば卒直にこれを受けて研究させることが意義あることと考へておられます。そこでこの派遣の目的は、今次長から申しましたように、いゝ／＼向うで技術的の面、ことに今後日本においてはすべての面において技術の向上をはからなければならぬ。それについてはまた保安隊もその一翼を買つていゝのでありますから、保安隊の質的向上をはかる面からいたしまして、それらの技術の取入れあるいは訓練の方法をよく研究させることが日本のためだ、こゝろ考へておられる次第であります。アメリカの目的はどうかあると、われ／＼は一向そんなことは意に介さないものであります。

○島上委員 私ども今までの御答弁によりまして、日本の保安隊は国内の治安を守るためのものである、こゝろいふに承つておられますが、日本の国内の治安を守るためにアメリカの軍の訓練方式を学ばなければならぬという理由は、日本の国内の治安とアメリカの国内治安とが非常に似通つていゝとでも申しますか、そういう点があるの、特にアメリカへ行つてその訓練を受けるの、ございませうか。

○木村国務大臣 そうではございませぬ。アメリカと日本とは国情も違ひますし、地勢も違ひますから、アメリカの訓練の主要を日本へ受入れるといふ考へでやつておられるわけではありませぬ。つまりアメリカにおいていゝところがあればこれを大いに受入れようといふことの次第にすぎないのであります。

○稲村委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 今島上君のお尋ねになつておつた点から先に伺ひますが、アメリカに留学する者百四十三名を予定しておられるという次長からの御答弁ですが、百四十三名は、その一部がすでに行つておられる、これから行く者も合せて百四十三名を予定しておられるというのでございませうか。

○増原政府委員 百四十三名は相当部分がもう行つておられるのであります。全部行つたかどうかと今はつきりしませんが、相当部分は行つておられるのであります。

○中村(梅)委員 このアメリカへ留学したのは、アメリカ側の要請に基くものでございませうか。日本の自発的に留学をさしたものでございませうか、その点を伺ひます。

○木村国務大臣 これはもとより日本独自の考へ方によつてやつておられるのでございませぬ。アメリカの要請というわけではございませぬ。

○中村(梅)委員 先ほど次長の御説明によりまして、留学をさした者は各種の学校に入つてそれ／＼のコースに従つて技術の習得をしておられるのだというふうなお話でございしましたが、それぞれの学校あるいはそれ／＼のコースといふのはどういふところでありませうか。アメリカの軍人を養成しておられる学校に入つておられるにもわれ／＼は伺つておられるのですが、その現在留学しておられる学校について詳細を承りたいと思ひます。

○増原政府委員 向うの学校は、大体歩兵学校であるとか、砲兵の学校であるとか、施設の学校であるとかいふふうな、いわゆる軍人の学校と見ていいのであります。コースに従ひましてと

申しましたが、準教程というふうなコースであります。これは普通向うでは州兵、予備兵、コースト・ガードといふような連中が受けるコース、それに準じたもの、そういうものを受けておられるのであります。

○中村(梅)委員 私ども今まで国会における各場面の討議において、今なお了解の完全につかない点は、政府が常に保安隊及び警備隊は自衛力増強を目的としたものであると言われておられるのですが、自衛力増強の概念ですね。政府は自衛力増強の目標に向つて進んでおられると言つていゝが、一体その最終の目標はどこにあるのか。現段階において国内治安を目的としておられるものであるといふことはしる／＼政府当局から御説明のあるところでありませうが、さてこれはあくまで国内治安のみを目的としておられるのか、あるいは最終目的は日本の国土防衛をみづからにしようという段階まで到達しようとする自衛力増強であるか、この点を明らかにしていただきたい。

○木村国務大臣 本ことにございともな御質問と考へます。私は常に申し上げておられますように、一体独立国たる以上はみづからの手によつてみづからを守るという態度を一日も早く整へなければならぬと考へておられます。ところで現在の日本の情勢を考へてみますと、経済力その他の各方面から検討いたしまして、とうていそれだけの態勢を整へることができかねるのであります。そこで直接防衛に對しては日米安全保障条約によつてアメリカ駐留軍の手によつてこれをやる、国内の治安については保安隊、警備隊によつてこれをやつて行こう、これが現在の

りましたが、私どももこの点は真剣に全国民が考慮しなければならぬことだと思うのです。そうであるとするならば、なぜ政府はもつと真剣にこの点を考えてもらえるように積極的な方途を講じないか。たとえば保安隊のあり方にいたしましたしても、アメリカへの留学にいたしましたしても、まづたくつめを固すようにして国民にはひた隠しにしている。先ほど中村君の御質問で初めて百四十三名の留学生があるということをわれ／＼は正式に承知いたしましたのでございますが、こういふようなことも広く国民によく周知せしめて、政府の意図するところはあるんだという点を明らかにすることが、国民の理解ある協力といえますか、国民の理解ある将来への力強い、盛上る力をつくつて行くゆえんだと私は思うのです。が、この点についての政府の今までの態度は、私どもも見ておつて、遺憾にたえない。もつと積極的に国民にこの点を真剣に考慮してもらいたいんだという態度で、今後進めることを私は要望して、同時にこれに対する長官の御所感をもこの際承りたいと思います。

○木村国務大臣 御要望まことにありがたく思います。従来その点については遺憾ながら欠点があつたということは私は率直に認めます。もう少し私はすべての方面において、宣伝と言へば語弊がありますが、十分に国民に理解していただくような処置をとりたい。これは余談であります。きょうの新聞か何かで拝見いたしますと、保安隊は北九州、災害のときなんかなぜやらないかというやうなことです。これも宣伝が足りぬからだと思うのです。実際に早く出たのは米軍であつた。

現在も一千名出ております。あらゆる面において活躍しておるのであります。各災害県の知事から感謝の電報も来ております。こればかりではありません。北海道の山火事においても率先これを鎮火させたのは保安隊であります。私もこの前旭川に行きまして、旭川の市長の坂東幸太郎氏から非常に感謝された。これまで税金を払っておつたが、旭川で除雪してくれたことがない。ところが保安隊がただちにブルドーザーでもって除雪してくれた、まことに感謝いたします。また鳥取の火災のときもそうでありました。松江の火災のときもそうであります。かくのごとく保安隊は一朝災害のあるときは喜んで出動いたしました。民生の安定に寄与していることをこの際に私は特に申し上げたいと思ひます。宣伝の足りないところはもう少し努力いたします。

○中村(梅)委員 今の長官の御説明で、今度の水害に一千名保安隊が出ていたという話であります。それは九州におるものだけですか、それとも他部隊でも援助が行つてゐるのでしょうか、何か新聞を見ると、ほかの部隊も応援に出るとかいうことが出ておりました。それは九州にゐる者を一千名動員したというのでしょうか。

○木村(梅)大臣 ただいまのところはいわゆる第四管区、九州のものであります。しかし第三管区の方へも各県から応援を求めております。即刻これを手配したいと考えております。あらゆる手を打つてこの救済に努力したいと思ひます。

○中村(梅)委員 そこで私は責任者としての長官に伺いたいのですが、最近

国会その他世間で非常に問題になつておりますM S Aの援助であります。これは援助を与える方のアメリカ側にしてみれば、アメリカの相互安全保障法に基いて出すわけでありまして、大体あの相互安全保障法を見ますと、結局私は、このM S Aの援助を受ける以上は、発展して行くところは集団防衛ということになると思ふのです。そこで日本の将来の防衛の基本的な考え方ですが、これにはいろいろ考え方がありますが、一部には無防備中立がよいと云う人もある、あるいは一部には自衛中立がよいと云う人もある、一部には集団防衛でなければ今後の国際戦争には応じられないから、集団防衛がいいのだ、こういう議論もあります。この二つのケースのうち、日本の政府としては一体どれをねらいとして今後進めて行くか、この点が私はM S Aの問題に關しても根本的な問題だと思ふのです。まずこの基本の腹構えがきまらなければ、M S Aの援助を受けることが決定できないのじやないかと思ふ。これを受ける以上、結局アメリカの相互安全保障法に基いて自然発展して行くところは、今は国内治安の維持と保安隊に対する備えの強化だけで向うは援助するかもしれないが、これは一年、二年のことであつて、先々は自然に、相互安全保障法に基く他の軍隊を持つた國家と同列に日本は進んで行くのだ、そのなることは、勢いのおもむくところ結局集団防衛に行くのだ、こういうことになつて行くと思ふのです。ですから結局この腹構えがはっきりきまつていなければ、M S Aの問題も決定できない事項じやないか、こう私は思ひますので、この機会にその責任者であ

る長官から、一体国土防衛の将来のケースはどこへ基幹を置いて進めて行くかとしておられるか、この点をはっきりと承つておきたいと思ひます。

○木村(梅)大臣 それもまことに適切な御意見であると思ひます。考え方が三つあることはまさにその通りであります。しかし、これは政府で正式にきまつたわけでも何でもありませんが、一個の保安庁長官木村としての考え方は、将来は集団防衛で行くべきであらうと考えておる次第であります。われわれは自由國家群の一翼になつて世界の平和に邁進する、この建前をとる以上は、自由國家と互いに手を握つて行くということが当然な道であらうと私は考える次第であります。

○中村(梅)委員 もう少々伺つておきたいと思ひます。先日来の質疑を拝聴いたしております。長官の言われた言葉の中に、どうもさうばらんな表現でない結果だらうと思ふのですが、保安隊は国内治安の維持ということに使命を持つてゐるのだということに力強く表現するために、集団暴徒というやうなものも予想される、この集団暴徒に備えるためには現在の保安隊程度の自衛力がなければ困るのだという趣旨の御説明があつたと思ふのですが、一体この集団暴徒が予想されるやうな日本の国内治安の状況にあるかどうか、この点は私は大きな問題だと思ふ。同時にこういう表現をされることは、國民は何か目に見えないところに国内には非常に暗雲が鬱積しておつて、危険な状態にあるかのごとくに、むしろ國民のいらざる危懼を招くのではないか、私はこう思ふのです。ですから保安隊の性格なり、目標なり

というものが、さつき御説明のやうに将来は自力防衛の段階に行くのだ、あるいは自力防衛と同時に集団防衛の段階に進めて行くのだという目標がはっきりすればよろしいのですが、さうでなしに、集団暴徒に備えるのだというやうなことは、私は由々しい問題だと思ふのです。はたしてさう言われた長官の気持として、あるいは現在の見通しとして、この集団暴徒に保安隊を備えるやうな状況が現に予想されるのか、また国内治安の状況はどういう状態になつておるか、あまり時間を要しますことは私も遺憾しいと思ひますが、もしできれば、木村保安庁長官だけで困難でございまして、法務大臣にでもお願いして、しかるべき機会に、十分あれ／＼なり同時に國民全体が納得の行くやうな国内治安の状況の詳細について、この委員会でも説明をしていただきたいと、私はこう思ふのです。この国内治安と集団暴徒に關する長官の見通し、予想、さういふやうな点あるいは具体的な資料について、この機会に承りたいと思ひます。

○木村(梅)大臣 私はただちに集団暴徒が出て来て侵すというやうなことは考えておりません。しかしさういふ点から予想して、さういふ場合においても、日本の治安を維持する態勢を整えて行かねばならぬのであります。これは各國にも例があることでありますから、そう申したのであります。いゝたずらに國民を刺激するといふことではありません。私はまことに遺憾しいと思ひます。しかし少くとも考えさせられることは、保安隊としての使命は、国内の平和と秩序を維持することであり、申すまでもなく、不幸にして外

国から集団暴徒が侵入して来た場合においては、もとより国内の平和は乱されるのであります。われ／＼の考へておることは、各國の例を見て明らかであります。直接侵略と間接侵略と同時的に起るといふことは常に見るところであります。さういふ場合においては区別はつかないのであります。要するにわれ／＼の保安隊といつたものは、どこまでも、いづれの場合であつても、国内の平和と秩序だけは維持しなければならぬ、この建前は堅持しております。その暴徒の内外たるを問はず、さういふときには保安隊は出動することが當然なる道であらう、さういふに私は常に申し上げておるのであります。そこで現在国内がどういふことになつておるかといふことにつきましては、これは法務省の一部の公安調査庁において取調べている次第であります。いづれ機会があつたら、その方面から説明してもらふことにしたいと思ひます。

○中村(梅)委員 最後に一言、あまり時間をとりませんから何したいと思ひますが、せんだつて島上氏から五箇年計画の資料の提出を求められました。さういふ御計画がたとい腹案なり、試案なりといへどもある以上は、私先日申し上げたやうに、目下のところ保安隊が外敵に備えるものではないに、もつぱら国内の治安の保持にあるのだといふことであらば、別段軍の作戦計画に關するやうなものではございません。で、国内治安状況をつまびらかにすると同時に、保安隊の進め方、増強の仕方等について具体的なものをまとめる前に、私はさういつた國權の最高權威である国会の内閣委員会の機構の中に

それを持ち出して、十分に議を練つて
 ともに納得すべくそれを進めて行く、
 こういふ虚心坦懐な行き方が私は妥當
 だと思ふのです。もちろん、それをお
 示しになれば、そういうものの考え方
 なり五箇年計画なりというものについ
 て大いに反対する人もございまいし
 でしょう。あるいは賛成する人もござい
 まいし。最近朝日新聞の世論調査によ
 り、国防というものについてのもの
 の考え方、国民感情は非常にかわつ
 て来てゐる。こういうような段階にあ
 るのでありますから、政府は、どこま
 でもつめを懸すような行き方でなく、
 そういふものはもつとさつとくばらに
 さらけ出して、——自分たちは今こう
 いう腹案を持つてゐる、考えがある、
 試案がある、こういうことをさつとくば
 らんにさらけ出して、そうして反対す
 る人には大いに反対論を述べてもら
 う、賛成する人には賛成をしてもら
 う、こういう行き方の方が私は妥當な
 政治の進め方ができるだらうと思ひま
 す。そこで質問として伺いたい点は、
 国会法の百四條には、官庁及び公共団
 体は国会の請求する資料あるいは記
 録、そういうものを提出する義務があ
 るといふことがつきり書かれてお
 る。国会法の解釈からいって、当委員
 会なり予算委員会から提出を求められ
 た以上は、これはないものは出せませ
 んが、あるものである以上は政府は出
 す義務がある、こう私は解釈をいたし
 ますが、この点は、法律家としての長
 官はいかにお考えになりますか。

あなた方らにこれを御検討願ふとい
 う以上は、片議にもかけて、その一応の
 成案を得たものでなければならぬので
 あります。成案を得ない前にこれをか
 けるといふことは、いたずらに混迷を
 生ずるわけでありませう。私は、保安庁
 で、少くとも片議でもつてこういふ案
 が立つたのだといふことになれば、率
 直にこれは御検討を願ひたいと思ひま
 す。もとよりこの警備計画を立てるに
 いたしまして、元來はこれはあらゆ
 る面からの検討を要するのでありま
 す。従つて、この前にも申し上げまし
 た通り、経済審議庁なり、大蔵省な
 り、あるいは通産省なりの専門家と連
 合合議して一つの案を立てることが、
 これが一番の筋道なのである。しか
 し、その前提をいたしまして一応保安
 庁において、立てるといふことはどう
 かと思ふ。保安庁内で立てるその心構
 えだけを私は持たないといふのであり
 まして、保安庁の片内の議もまだ経て
 いないのであります。その前のものを
 出すといふことは、あなた方らに御審
 議を願ふ材料にすらならぬものである
 と考えておるのであります。もとよ
 り、保安庁で議を経まして一つの成案
 を得ますれば、ほかの省に關係は持た
 なくても、保安庁でこういう成案を得
 ているのだからということ御審議を
 願つてもよからうと考えておる次第で
 あります。

○中村(梅)委員 ほかの大臣に対する
 質疑は保留いたしまして、これで一応
 打ち切ります。

○稲村委員長 島上君、関連質問です
 からほんとうに簡単に願ひます。

○島上委員 さつき質問しようと思つ
 て、ちよつと落したので簡単に質問い
 たします。

アメリカの要請ではなくて日本が自
 主的に留学生を送つたのだというお話
 でしたが、この費用はたしかにアメリ
 カ持ちと聞いておりますが、いかがで
 ございませうか。

○増原政府委員 これは往復旅費、滞
 在の費用等こちら持ちでございませう。
 日本持ちでございませう。ただ、何とい
 いますか、授業料に相当するような部
 分は向うが免除してくれるという便宜
 をはからつてくれております。往復旅
 費、滞在費等こちら持ちでございま
 す。

○稲村委員長 午前の会議はこの程度
 にとどめ、午後は、先刻木村長官よ
 り、本日中午に委員長要望に対する回答
 をなす旨の御発言がありましたので、
 その回答が参つたらただちに開会いた
 すことにいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参 照〕

皇室経済法の一部を改正する法律案
 (内閣提出)に関する報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する
 法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別附冊録に掲載〕

昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局